



島根県報

平成19年 5 月 7 日 (月)
第 1,876 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

告 示	
解除予定保安林	(森 林 整 備 課) 1
公有水面埋立ての竣功認可	(漁港漁場整備課) 1
公 告	
特定非営利活動法人の設立の認証申請に係る書類の縦覧	(環 境 生 活 総 務 課) 3
宅地建物取引業法の規定に基づく講習の指定	(建 築 住 宅 課) 3
教委告示	
島根県指定有形文化財の指定	(文 化 財 課) 4
島根県指定天然記念物の指定	(") 4

告 示

島根県告示第399号

次の保安林を解除予定保安林としたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成19年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 解除予定保安林の所在場所
大田市三瓶町池田字壺丁田2617 - 4
- 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 解除の理由
道路用地とするため

島根県告示第400号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第22条第1項の規定に基づき、次のとおり公有水面埋立てを竣功認可したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 竣功認可の年月日
平成19年 4 月20日
- 竣功認可を受けた者
島根県 代表者 島根県知事 澄田信義
- 埋立区域の位置、区域及び面積
(1) 位置

A工区 浜田市下府町2194番の地先公有水面

B工区 浜田市下府町2191番の地先公有水面

(2) 区域

A工区 次の各地点のうち、 の地点から の地点までを順次に結んだ線、 の地点を円心とする半径31.10メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ円弧、 の地点を円心とする半径23.90メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ円弧、 の地点を円心とする半径56.10メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ円弧、 の地点を円心とする半径42.43メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ円弧、 の地点と の地点を結んだ線、 の地点と の地点を結んだ線及び、 の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域。

B工区 次の各地点のうち、 の地点から の地点までを順次に結んだ線、 ㉑の地点を円心とする半径6.00メートルの円周で の地点と の地点を結ぶ円弧、 の地点から の地点までを順次に結んだ線及び、 の地点と の地点を結んだ線により囲まれた区域

の地点 海平4等三角点(北緯34度55分41秒に東経132度5分53秒)から78度58分34秒に588.49メートルの地点

の地点 の地点から45度31分37秒に35.68メートルの地点

の地点 の地点から31度06分32秒に25.71メートルの地点

の地点 の地点から17度52分0秒に59.70メートルの地点

の地点 の地点から315度09分26秒に31.10メートルの地点

の地点 の地点から13度36分18秒に112.31メートルの地点

の地点 の地点から9度33分38秒に94.38メートルの地点

の地点 の地点から350度27分51秒に56.81メートルの地点

の地点 の地点から304度17分45秒に43.22メートルの地点

の地点 の地点から214度09分47秒に3.60メートルの地点

の地点 の地点から214度09分47秒に3.50メートルの地点

の地点 の地点から1度27分07秒に113.28メートルの地点

の地点 の地点から45度01分16秒に64.65メートルの地点

の地点 の地点から321度18分35秒に81.78メートルの地点

の地点 の地点から44度36分17秒に3.00メートルの地点

の地点 の地点から44度36分17秒に1.67メートルの地点

の地点 の地点から134度36分17秒に31.57メートルの地点

の地点 の地点から134度36分17秒に12.77メートルの地点

の地点 の地点から134度36分17秒に43.63メートルの地点

の地点 の地点から224度36分17秒に1.67メートルの地点

㉑の地点 の地点から149度15分30秒に6.60メートルの地点

(3) 面積

5,281.30平方メートル

4 埋立地の用途

漁港施設用地

5 免許の年月日及び番号

平成14年4月25日 指令漁港第25号の2

6 縦覧場所

島根県農林水産部漁港漁場整備課、浜田水産事務所及び浜田市役所

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき特定非営利活動法人の設立の認証申請があったので、同条第 2 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成19年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 申請のあった年月日
平成19年 4 月23日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 古代出雲歴博ボランティアスタッフの会
- 3 代表者の氏名
新宮 基弘
- 4 主たる事務所の所在地
島根県出雲市大社町杵築東99番地 4
- 5 定款に記載された目的

この法人は、全国に誇る島根の特色ある歴史と文化を一堂に展示し、県内外に広くこれを紹介する島根県立古代出雲歴史博物館の設立の意義に共感して、博物館の利用者により深く島根の歴史と文化を理解していただくための学習及び交流の機会を提供し、郷土に対する誇りの醸成と地域の活性化を図り、もって教養の向上及び文化の発展並びに歴史的な特性を生かした新たな地域文化・社会の創造に寄与することを目的とする。

- 6 縦覧に供する書類
定款、役員名簿、設立趣旨書、設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の収支予算書
- 7 縦覧期間
申請書を受理した日から 2 月間
- 8 縦覧場所
県政情報センター（県庁南庁舎 1 階）
出雲地区県政情報コーナー（出雲合同庁舎 2 階）

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第22条の 2 第 2 項（法第22条の 3 第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、法第18条第 1 項の規定により知事の登録を受けている者で宅地建物取引主任者証の交付を受けようとするものが受講しなければならない講習を次のとおり指定する。

平成19年 5 月 7 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 主催者の名称、住所及び連絡先
社団法人島根県宅地建物取引業協会 松江市寺町210 - 1 0852 - 23 - 6728
- 2 開催日時並びに会場の名称及び所在地

開催年月日	時 間	会 場 名	所 在 地
平成19年 7 月13日（金）	午前 9 時50分から午後 4 時 10分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908 - 28

平成19年7月20日(金)	午前9時50分から午後4時 10分まで	ホテル宍道湖	松江市嫁島2丁目10-16
平成20年1月11日(金)	午前9時50分から午後4時 10分まで	浜田建設会館	浜田市原井町908-28
平成20年1月18日(金)	午前9時50分から午後4時 10分まで	ホテル宍道湖	松江市嫁島2丁目10-16

3 受講料
11,000円

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第6号

島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第4条第1項の規定に基づき、次の有形文化財を島根県指定有形文化財に指定したので、同条第4項の規定により告示する。

平成19年5月7日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
絵画	絹本著色多胡辰敬像	1幅	大田市久手町1369番地	円光寺

島根県教育委員会告示第7号

島根県文化財保護条例(昭和30年島根県条例第6号)第31条第1項の規定に基づき、次の記念物を島根県指定天然記念物に指定したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年5月7日

島根県教育委員会委員長 七五三 勝 巳

種 別	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
天然記念物	鬼村の鬼岩	1所	大田市大屋町鬼村字佛ノ下452番地3	松浦英之助